

DVDライブラリ設置運営要領

1 事業目的

DVDの貸出し

人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指し、利用者サービスの向上の一環として、「交通安全DVDライブラリ」（以下、「ライブラリ」という。）を三重県交通安全研修センター（以下、「センター」という。）に設置する。

2 利用目的

交通事故のない社会の実現のため、交通安全意識の向上と交通ルール遵守の徹底を事業所・各種団体において取り組むこと。

交通安全教育を目的とし、交通安全教育教材に利用すること。

3 利用対象者

ライブラリの利用対象者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。

貸出しに関しては、事業所、各種団体とする。（個人への貸出し不可。）

4 貸出し等

(1) 貸出しは無料とする。

(2) 貸出しを希望する利用者は、交通安全DVDライブラリ利用申請書を提出しなければならない。

DVDの貸出し重複を防ぐため、事前に申請書をFAXで送付すること。

FAXの送付ができず利用申請書を持参の場合は、電話での確認とする。

5 貸出し場所

(1) 貸出し及び返却の受付は、センター受付窓口において行う。

(2) 配送を希望される際には、利用者が送料を負担するものとする。

6 貸出し日時

貸出し及び返却の受付は、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日、午前9時30分から午後4時30分までとする。

7 貸出し枚数及び期間

貸出しは利用者1団体2枚以内とし、貸出し期間は15日以内とする。ただし、15日目が祝日の場合は、翌開館日とする。

配送の場合、期間開始日にセンターより発送、返却は終了日にセンター到着とするものとする。

8 遵守事項等

利用者は、DVDを返却するまでの期間において、注意をもって管理するほか、DVDの使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用目的以外には使用しないこと。

(2) 他に譲渡し、又は複製・転貸をしないこと。

(3) 営利目的に使用しないこと。

9 損傷又は紛失

利用者は、貸出しを受けたDVDを損傷、又は紛失したときには、速やかにセンターへ報告すること。

なお、損害賠償等について協議する。

附則

この運営要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

この運営要領は、令和3年 8月20日から施行する。

この運営要領は、令和6年 6月 1日から施行する。